

受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料等の改定方針(修正)について

受益者負担の適正化については、平成 24 年 3 月に策定した行財政改革推進計画【平成 24 年度～28 年度】の中で方向性を示したが、以下のとおり改定方針を整理する。

1 使用料等

(1) 基本的考え方

ア 算定対象コスト

算定の対象とするコストは、「コスト算定の対象年度において、施設や行政サービスを経常的に提供するために直接支出した経費」を基本とする。

行政サービスに係るコストの種別

| 種 別 | 内 容 |
|-------|---|
| 人 件 費 | 行政サービスの提供、施設の運営又は維持・管理の業務に従事する職員に要する経費 |
| 維持管理費 | 行政サービスの提供、施設の運営又は維持・管理のために必要な物品等の購入、事業の委託、機器の借上げ等に要する経費 |
| 資本的経費 | 施設の建設費や大規模修繕費、大規模な備品等に要する経費 |

(ア) 直接的な人件費と間接的な人件費

施設の貸出及び行政サービスを提供する上で人的措置は不可欠であるため、算定対象コストに直接的な人件費を含める。

| 種 別 | 内 容 | 算 定 |
|---------|--|-----|
| 直接的な人件費 | 施設の受付、維持管理又は行政サービスの提供に従事する職員に要する経費 | 対 象 |
| 間接的な人件費 | 施設職員のうち、直接施設の維持管理業務に関わらない事務に従事する職員に要する経費 | 対象外 |

(イ) 経常的経費、臨時的経費及び資本的経費

施設を提供する上で、毎年度継続的、恒常的に支出される経費については、算定対象コストとする。一方、一時的な行政需要や不規則的に支出される経費、大規模な事務見直しなどに当たって一時的に必要な経費については、算定対象外とする。

また、施設の建設や大規模修繕費、大規模な備品整備等の資本的経費についても算定対象外とする。

| 種 別 | 内 容 | 算 定 | |
|----------------|-----------------------------|--|-----|
| 人 件 費 維持管理費 | 経常的経費 | 区の行政活動を支えるために、毎年度、継続的・恒常的に支出される経費で、人件費、光熱水費、維持管理費などの経費 | 対 象 |
| | 臨時的経費 | 一時的な行政需要や不規則的に支出される経費、大規模な事務見直し等に当たって一時的に必要な経費 | 対象外 |
| 資本的経費 | 施設の建設費や大規模修繕費、大規模な備品等に要する経費 | 対象外 | |

(ウ) 特別な支援に要する経費

平成 22 年 6 月に策定した文京区基本構想で掲げられている理念の一つである「だれもがいいきと暮らせるまち」を目指すため、障害者、子育て世帯等、社会の構成員が平等な立場で行政サービスを受けることができるよう、特別な支援に要する経費については、区が負担する経費とし、算定対象外とする。

| 内 容 | 算 定 |
|--|-----|
| 育成室の障害児受入れに係る経費、講演会等における手話通訳者の配置、保育室の設置などに要する経費等 | 対象外 |

イ 性質に基づく行政サービスの分類

行政サービスを公共性や必需性の観点から性質別に 4 つの区分に分類し、下表のとおり、区分ごとに利用者負担割合を設定する。

受益者負担の原則から利用者負担割合 100% を基本とするが、公共性、必需性の高いものについて、50%、25%、0% へ減ずることとし、一定の公的負担を行うものとする。

| 区 分 | 内 容 | 利 用 者 負担割合 |
|---------------------|---|---------------|
| 第 1 区分 〔公共的・必需的〕 | 公共性が高く、民間での提供が難しく、住民の大半が利用する必需的なサービス | 0% |
| 第 2 区分 〔公共的・選択的〕 | 公共性は高いが、選択性も高く、特定の住民の生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするサービス | 50% |
| 第 3 区分 〔市場的・選択的〕 | 民間でも提供され、選択性も高く、特定の住民の生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするサービス | 100% |
| 第 4 区分 〔市場的・必需的〕 | 民間でも提供しているサービスだが、住民に必要とされる社会保障的要素を含むサービス | 25% |

ウ 利用者負担の原価の算出

利用者が負担すべき原価については、行政サービスの提供に係る算定対象コストに、サービスの性質別に定める利用者の負担割合を乗じて算出する。

$$\text{原価} = (\text{単位当たりの}) \text{算定対象コスト} \times \text{性質別に定める利用者の負担割合}$$

エ 定期的な改定サイクルの設定

本方針に基づく改定は、平成 25 年 4 月とする。

今後は、時代の変化に対応した適正な受益者負担とするため、原則として 3 年ごとに改定を行う。

オ 指定管理者制度導入施設

指定管理者制度を導入している施設は、指定期間の途中であっても原則として改定を行う。なお、条例で定める利用料金の限度額の変更に伴う、利用料金収入の増（減）収分及び指定管理料の算定については、指定管理者と協議の上、定めるものとする。

(2) 会議室等貸出施設

ア 算定の考え方

(ア) 利用者負担の原価の算出

利用者が負担すべき原価については、次の方法により算出する。

| | |
|------------------|--|
| 〔1時間・1㎡当たりの基準単価〕 | |
| 原価 | $= \frac{\text{維持管理費} + \text{人件費}}{\text{年間貸出可能時間} \times \text{総専有面積}} \times \text{専有面積} \times \text{貸出時間} \times \text{負担割合}$ |

※ ただし、個人利用等上記の方法により算出することができないものについては、(3)「(2)会議室等貸出施設以外の行政サービス」アの方法により算出する。

(イ) 積算単価

スポーツ施設の維持管理費は、会議室等の規模の大小によって算定結果が大きく影響を受けてしまうため、スポーツ施設、運動公園等異なる性質の会議室等が存する施設については、性質ごとに積算単価を算出した上で算定を行う。

(ウ) シビックセンター庁舎内施設の維持管理費

会議室等の利用者もトイレ、廊下等の共用部分を使用することから相応の負担を求めるとし、共用部分の維持管理費も算定対象コストへ含めるものとする。

(エ) スポーツ施設の算定

テニスコートは、竹早テニスコートと目白台運動公園において、共通の積算単価を算出した上で算定を行う。

また、スポーツセンター及び総合体育館（競技場、柔道場、剣道場、弓道場、卓球場、プール）についても、会議室等ごとに共通の積算単価を算出した上で算定を行う。

イ 全日使用料金及び複数室使用料金

会議室等を全日使用する場合の料金は、午前・午後・夜間区分の合計額を原則とする。また、複数の会議室等を合わせて使用する場合の料金は、各室料金の合計額とする。

ウ 利用時間区分による料金

利用時間区分により維持管理費に大きな違いはなく、また、受益者負担の公平の観点から利用時間区分による負担割合は同率とする。

エ 改定限度率

下表のとおり、改定限度率を設定する。

| 現行額と試算額の かい離率 (X) ※1 | 改定限度率 |
|-------------------------|----------|
| かい離率 0%以上 〔 0% ≤ X 〕 | 20% 増 ※2 |
| かい離率 0%未満 〔 X < 0% 〕 | 20% 減 ※2 |

※1 かい離率 (X) = (試算額 - 現行額) ÷ 現行額 × 100

※2 ただし、現行額に20%を乗じても単位に満たない場合は、現行額に最小単位を加除した額を改定の上下限額とする（例：現行額400円の場合、300円を下限額、500円を上限額とする。）。

オ 響きの森文京公会堂の算定〔個別算定〕

響きの森文京公会堂は、興行施設という性質上、維持管理費を基に算出した「時間・㎡」単価を積算単価とし、利用時間区分による負担割合を設定する。

| | |
|------|---|
| | 算定方法 |
| 積算単価 | 時間・㎡当たり ----- (維持管理費 + 人件費) ÷ (年間貸出可能時間 × 専有面積) |
| | 利用時間区分による料金 |
| | 午前の料金に現行の午後・夜間の割増率を乗じる。 |

(3) (2) 会議室等貸出施設以外の行政サービス

ア 利用者負担の原価の算出

利用者が負担すべき原価については、次の方法により算出する。

$$\text{原価} = \frac{\text{維持管理費} + \text{人件費}}{\text{年間総定員 (利用枠) 数又は平均総利用者 (件) 数}} \times \text{負担割合}$$

イ 駐車場の算定

現在、駐車場は、シビックセンターと目白台運動公園において共通の料金設定を行っている。今回の改定においても、共通の積算単価を算出し、算定を行う。その上で、近隣の駐車料金を考慮する。

ウ 自転車駐車場の算定

自転車駐車場は放置自転車対策の一環として設置しているため、定期利用制の導入も含めて、同目的で設置している近隣自治体の料金を考慮する。

エ 一時保育所保育料の算定

一時保育所保育料の算定は、試算額のとおりとする。

オ 育成室保育料及び幼稚園保育料の算定

育成室保育料及び幼稚園保育料の算定は、試算額のとおりとするが、激変緩和の観点から、平成25年度から27年度までは、下表のとおりとする。

育成室保育料

| 単 位 | | | 年 度 | 改定料金 |
|-----|-----|-----|--------|--------|
| 保育料 | 1 月 | 月単位 | 平成25年度 | 5,000円 |
| | | | 平成26年度 | 6,000円 |
| | | | 平成27年度 | 7,000円 |

育成室保育料の減額及び免除

| 区 分 | 減額免除対象 |
|------|---------------------------------------|
| 全額免除 | 生活保護世帯、住民税非課税世帯 |
| 5割減額 | 住民税所得割課税額40,000円以下世帯 |
| 5割減額 | 2人以上の児童が育成室を利用する世帯 (最年長の利用児童以外に適用) |

幼稚園保育料

| 単 位 | | | 年 度 | 改定料金 |
|-----|-----|-----|----------|---------|
| 保育料 | 1 月 | 月単位 | 平成 25 年度 | 7,000 円 |
| | | | 平成 26 年度 | 8,000 円 |
| | | | 平成 27 年度 | 9,000 円 |

幼稚園保育料の減額及び免除

| 区 分 | 減額免除対象 |
|------|------------------------|
| 全額免除 | 生活保護世帯及び住民税所得割非課税世帯 |
| 7割減額 | 住民税所得割課税額 40,000 円以下世帯 |

なお、幼稚園預かり保育料の算定は、試算額のとおりとする。

2 手数料

手数料は、特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため、また、報償として徴収する金銭である。

平成12年4月の地方自治法の改正において、機関委任事務制度が廃止されたことにより、地方公共団体の手数料については、全て条例により定めることとなった。

ただし、全国的に統一して定めることが特に必要であると認められる標準事務について、手数料を徴収する場合には、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により、金額の標準が定められている。

(1) 算定対象コスト

手数料の算定対象コストは、人件費、物件費その他必要経費を基礎とする。

| 種 別 | 内 容 |
|---------|--|
| 人 件 費 | 時間当たりの人件費単価に手数料に関する事務を処理する時間を乗じて算出する。時間当たりの人件費単価は、給料と諸手当（退職手当、子ども手当及び児童手当を除く。）の決算額を基に算出する。 |
| 物 件 費 | 印刷製本費、旅費、消耗品費、通信運搬費について、手数料に関する事務に直接的に必要な経費とする。 |
| その他必要経費 | 上記以外で、手数料に関する事務に直接的に必要な経費を算入する。 |

(2) 利用者負担の原価の算出

利用者が負担すべき原価については、次の方法により算出する。

$$\text{原価} = \text{時間当たり人件費} \times \text{事務処理時間} + (\text{物件費} + \text{その他必要経費}) \div \text{年間総処理件数}$$

(3) 算定の考え方

手数料は、現行料金について、「東京都及び23区統一的に設定されているもの」、「法令・政令に基づいて設定されているもの」及び「区独自に設定されているもの」に類型化することができる。

「東京都及び23区統一的に設定されているもの」及び「法令・政令に基づいて設定されているもの」については、法令等の改正に伴って、個別に算定を行う。

「区独自に設定されているもの」については、原価を算出した上で算定を行う。

性質に基づく行政サービスの分類

